

介護予防・重度化防止等の取組内容（平成30年度取組状況）

1 P D C A サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

取組内容	目標に関する事項	取組状況
地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。	他保険者比較により本市の特徴を把握し、介護保険推進委員会で示す。	全国、東京都及び西多摩3市（青梅市、福生市、羽村市）との高齢化率や認定率、受給率などの比較を行い、地域の特徴の分析を行った。 ※別添1のとおり
日常生活圏域ごとの65歳以上人口を把握しているか。	日常生活圏域ごとに65歳以上人口を把握し、介護保険推進委員会で示す。	把握を行った。 平成30年4月1日現在 東部地域 7,443人 中部地域 9,178人 西部地域 6,969人
2025年度における要介護者数・要支援者数等の将来推計を実施しているか。	前・後期高齢者別、要介護度別の人数及び認定率を推計し、介護保険推進委員会で示す。	左記の内容について、推計を行った。 ※別添2のとおり
介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025年度に向けて、自立支援、重度化防止等に資する施策について目標及び目標を実現するための重点施策を決定しているか。	平成30年度に施策を検討及び決定する。	重点的に検討する施策について、介護保険推進委員会で検討し、施策を決定する。 ※別添3のとおり
人口動態による自然増減による推計に加え、自立支援・介護予防に資する施策など、保険者としての取組を勘案した要介護者数及び要支援者数の推計を行っているか。	施策を検討後、取組を勘案した要介護者数及び要支援者数の推計を行う。	第7期介護保険事業計画を策定するに当たっては、取組を勘案した推計を行っていないため、今後、第8期介護保険事業計画の策定に向けて、推計を行う予定である。
地域医療構想を含む医療計画も踏まえつつ、地域の在宅医療の利用者や、在宅医療の整備目標等を参照しつつ、介護サービスの量の見込みを定めているか。	都の医療計画を踏まえ、介護サービスに移行する量の見込みを介護保険事業計画に反映させる。	地域包括ケア「見える化」システムを活用し、介護サービスの量の見込みを行うとともに、新設される介護老人保健施設への介護需要の移動を加味し、推計をしている。その結果に加え、最終的に医療計画との整合を図った。

認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング（点検）しているか。	介護保険事業状況報告を通して毎月モニタリングする。	毎月のモニタリングを行うとともに、年間の実績については、取りまとめた上で、介護保険推進委員会に報告を行う。 ※別添4のとおり
介護保険事業計画の目標が未達成であった場合に、具体的な改善策や、理由の提示と目標の見直しといった取組を講じているか。	介護保険推進委員会において評価・分析を行い、改善に向けた検討を行う。	介護保険推進委員会において、検討を行う。 ※本資料のとおり。なお、平成31年1月23日開催の介護保険推進委員会において、中間的な報告を行っている。

2 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(1) 地域密着型サービス

取組内容	目標に関する事項	取組状況
地域密着型サービスの利用状況のモニタリングや情報収集を行っているか。	利用状況のモニタリングを行うほか、運営推進会議等で管理者等から情報収集を行う。	先の取組とともに、地域密着型サービスの整備等に関するアンケート調査を実施し、取りまとめた。
地域密着型サービス事業所の運営状況を、運営協議会等で点検しているか。	地域包括支援センター運営協議会等で利用状況や運営状況を点検する。	平成30年度については、各サービス別の利用状況の報告を行った。
所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に1回以上の割合で実地指導を実施しているか。	指定有効期間中に1回以上実地指導を実施する。	平成30年度については、6年に1回程度の実施回数に満たない。 なお、令和元年度の実地指導から、「実地指導計画」を策定して計画的な実地指導が行えるよう改善を図った。
地域密着型通所介護事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行っているか。	医療・介護連携支援センターと連携しながら、機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行う。	平成30年度については、実施していない。

(2) 介護支援専門員・介護サービス事業所

取組内容	目標に関する事項	取組状況
<p>保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。</p>	<p>平成30年度に基本方針を策定し、介護支援専門員に伝える。</p>	<p>平成30年度については、ケアプラン点検の実施方法の策定の検討を行い、その中で、基本方針についても取りまとめている。令和元年度以降に実施を予定している「ケアプラン点検」に合わせて、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所向けの説明会を実施し、保険者としてのケアマネジメントに関する基本方針を取りまとめ、示していく予定である。</p>
<p>介護サービス事業所の質の向上に向けて、具体的なテーマを設定した研修等の具体的な取組を行っているか。</p>	<p>介護支援専門員の資質向上に資する研修を実施する。</p>	<p>平成31年2月20日及び27日に主任介護支援専門員を対象とした、「ファシリテーション研修」を実施した。また、全介護支援専門員を対象に、平成31年3月19日に「メンタルヘルス研修」を実施した。</p>

(3) 地域包括支援センター

取組内容	目標に関する事項	取組状況
<p>地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。</p>	<p>3職種を配置するよう指導し、平成32年度までに義務付けを目指す。</p>	<p>地域包括支援センター事業運営委託仕様書により義務付けしている。</p>
<p>地域包括支援センターの3職種（準ずる者を含む）一人当たり高齢者数（圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員）はどのようになっているか。</p>	<p>日常生活圏域ごとの65歳以上の人口を把握することに併せ、3職種1人当たりの高齢者数を把握する。</p>	<p>把握を行った。 平成31年4月1日現在 東部地域 1,875人 中部地域 1,860人 西部地域 1,752人</p>

取組内容	目標に関する事項	取組状況
地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	はつらつ連絡会において、保険者と協議・報告の場を設ける。	毎月第3火曜日に保険者と地域包括支援センターの連絡会を開催し、協議している。
介護サービス情報公表システム等において、管内の全地域包括支援センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	介護サービス情報公表システムに公表する。	【公表項目】センターの業務日（平日）、定休日、夜間・休日の体制、職員体制、業務内容、活動実績
毎年度、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善しているか。	包括の運営方針を作成し、運協において検討し改善を図る。	毎年度、包括の運営方針を作成し、運協において検討を行うとともに、運協での意見を踏まえ改善を図っている。
地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	包括が作成する介護支援専門員の研修計画（案）等を市と包括が協議の上、決定する。	包括が作成した介護支援専門員の研修計画（案）を市と包括で内容を検討し、研修計画を決定している。
介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	包括職員が事業者連居宅部会へ参加し、意見交換を行う。	包括職員が事業者連居宅部会へ参加し意見交換を行うとともに、医療・介護連携検討委員会において、多様な関係機関・関係者との意見交換を行っている。
管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	事業実績報告において、相談事例の内容の整理等を行い、経年的に件数を把握する。	包括の事業実績報告により介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類し、経年的に件数を把握できるように調整している。
地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。	地域ケア個別会議（専門員相談会）開催のお知らせに、地域ケア会議の位置付け、アドバイザー及び年間計画を掲載する。	地域ケア会議の年間計画を策定しており、同会議の趣旨及び構成員についても盛り込んでいる。
地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	リハビリテーション専門職が参画する地域ケア個別会議を実施し、自立支援・重度化防止に努める。	地域ケア個別会議において、専門職と連携し、自立支援・重度化防止の観点から個別事例の検討を行っている。

取組内容	目標に関する事項	取組状況
個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。	年間 24 件以上の個別事例を検討する。	平成 30 年度は、32 件の個別ケースの検討を行った
地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	モニタリングの仕組みを構築し、必要に応じて実行する。	【ルールや仕組みの概要及び具体的な実行内容】 地域ケア個別会議（専門員相談会）において、個別事例に対し、「課題の明確化」「長期・短期目標の確認」「優先順位の確認」「支援や対応及び支援者や対応者の確認」及び「モニタリング方法の決定」を検討している。
複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。	地域の課題発見シートを作成し、運協（地域ケア推進会議）に提言する。	地域ケア個別会議において把握された地域課題について、地域の課題発見シートを作成し、運協（地域ケア推進会議）に提言するとともに、地域課題を解決するための政策を提言している。
地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	会議録等を作成し、構成員で共有する。	会議記録を作成し、参加者で共有している。

(4) 在宅医療・介護連携

取組内容	目標に関する事項	取組状況
地域の医療・介護関係者等が参画する会議において検討された在宅医療・介護連携の対応策が具体化されているか。	医療・介護連携検討委員会で検討された在宅医療・介護連携の対応策を具体化する。	医療・介護連携検討委員会において、在宅医療・介護連携の課題を検討している状況である。
医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。	在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けた取組内容を医療・介護連携検討委員会で検討し、具体化するとともに、実施状況を検証し改善を行う。	医療・介護連携検討委員会において、在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けた課題を検討している状況である。

取組内容	目標に関する事項	取組状況
医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。	医療・介護連携検討委員会において、情報共有ツールについて検討し、整備するとともに、普及について具体的に取組を行う。	情報共有ツールを整備するとともに、各医療機関及び介護事業者に周知している。
地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。	医療・介護地域連携支援センターに設置する相談窓口寄せられる相談内容を医療・介護連携検討委員会に報告し、必要に応じ協議する。	相談窓口寄せられる相談が、現在、少ない状況であるため、医療・介護連携検討委員会に報告ができていない。
医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催または開催支援しているか。	医療・介護地域連携支援センターが主催する研修会等を支援する。	医療・介護地域連携支援センターが主催する研修会等に市職員及び包括職員が参加し、開催を支援している。
居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」及び「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか。	取得率を調査し、状況を把握する。	把握した。 平成30年4月から平成31年3月まで 退院退所加算取得率 0.64% 入院時情報連携加算 1.13%

(5) 認知症総合支援

取組内容	目標に関する事項	取組状況
認知症施策の取組（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の1の(二)に掲げる取組）について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか。	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を計画的に設置するとともに、認知症ケアの向上のための取組、市民後見人の育成、支援組織の体制整備、認知症サポーターの養成・普及その他市町村が行う認知症の方とその家族への支援に関する取組について検討する。	計画に基づき、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を設置するとともに、認知症サポーターの養成等を行っているが、進捗状況の評価は、現在、行っていない。

取組内容	目標に関する事項	取組状況
認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。	はつらつ連絡会において、支援チームと推進員が定期的に情報連携を行える体制を構築する。	はつらつ連絡会及びチーム員会議に認知症地域支援推進員が参加し、情報連携を行っている。 毎月1回
医師会等の医療関係団体と、認知症のおそれがある方に対して、かかりつけ医が認知症疾患医療センター ^{*1} 等専門医療機関と連携して早期診断・早期対応につなげる体制を構築しているか。	認知症疾患医療センターと連携し、医師会や医療機関に対し、センターの役割を周知するとともに、早期診断・早期対応につなげるための具体的な取組を検討する。	認知症初期集中支援チームにおける専門医の選定に当たって、地区医師会の協力を得た。また、チーム員会議に認知症疾患医療センターから職員を派遣してもらっている。
認知症支援に関する介護保険外サービスの整備、認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成を行っているか。	認知症サポーターステップアップ講座を年2回以上実施する。	【取組内容】 ・地域でボランティア等として活動できる方を育成するため認知症サポーターステップアップ講座を開催している。 ・認知症カフェの設置、運営を促進するため、認知症カフェ運営補助事業を実施している。

(6) 介護予防／日常生活支援

取組内容	目標に関する事項	取組状況
介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者に対して周知を行っているか。	市ホームページへの掲載、リーフレットの作成に加え、介護教室や事業者説明会等により周知を行う。	事業者への説明会、広報誌・ホームページの掲載、冊子(パンフレット)の作成により、周知している。
介護保険事業計画において、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立てるとともに、その見込みの確保に向けた具体策を記載しているか。	多様なサービス等の整備に向けた取組として、サービス見込量を推計し、必要なサービスの種類や量を確保する。	介護保険事業計画P50、P96及びP107において、推計を行っている。

*1：地域の認知症に係る医療・介護の連携の推進役となる医療センターのこと。二次保健医療圏に1か所整備されている。認知症と身体症状の双方に切れ目のない医療支援体制を構築し、地域との連携体制に積極的に取り組む必要がある。

取組内容	目標に関する事項	取組状況
介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーター ^{※2} や協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	生活支援コーディネーターと定期的に情報交換を行うとともに、協議体において協議等を行う。	生活支援コーディネーターと活動状況や協議体における協議事項などについて、情報交換を行うとともに、協議体において、必要な介護予防・生活支援サービスについて検討している。
高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設するために具体的な取組を行っているか。	生活支援サービスを創設するため、生活支援コーディネーターと定期的な意見交換や協議体を開催する。	訪問型サービスA（平成29年4月1日創設） 生活支援コーディネーターと定期的に情報交換を行うとともに、協議体において、地域の課題等を報告し、必要な介護予防・生活支援サービスについて検討している。
介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か。	住民主体の通いの場への参加者数を調査し、把握する。	生涯学習推進課及び社会福祉協議会に対し、調査を行い、住民主体の通いの場への参加者数を把握している。
地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	生活支援コーディネーターに地域の社会資源を提供し、生活支援コーディネーターが作成する資源マップを包括等へ配布するなど、情報提供する。	市が提供した社会資源の情報や生活支援コーディネーターが把握した社会資源をまとめた「シニア元気ガイドブック」を作成し、関係機関に配布するとともに、ホームページに掲載している。
地域リハビリテーション活動支援事業（リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業）等により、介護予防の場にリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。	介護予防の場にリハビリテーション専門職が関与する場を検討するとともに、関与する仕組みを設ける。	介護予防の場にリハビリテーション専門職が関与する場を検討している状況である。

※2：生活支援コーディネーターは「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役のこと。

取組内容	目標に関する事項	取組状況
<p>住民が自ら積極的に通いの場等に参加する等、介護予防活動への参加を促進する取組を推進しているか。</p>	<p>介護予防リーダー育成講習会を年1回以上実施するとともに、介護予防リーダーの活動を支援する。 また、社会参加プログラムや生活支援コーディネーターが作成した資源マップを周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防リーダーを育成するとともに、その活動を支援している。 ・市内各地区において、地域イキイキ元気づくり事業を実施し、その運営に関し、健康づくり市民推進委員を中心に地域の方々がボランティアとして活動している。 ・高齢者の社会参加を奨励・支援するため、高齢者が特養などでボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し、年間最大5,000円を付与している。

(7) 生活支援体制の整備

取組内容	目標に関する事項	取組状況
<p>生活支援コーディネーターに対して市としての活動方針を提示し、支援を行っているか。</p>	<p>活動方針等を提示し、生活支援コーディネーターを支援する。</p>	<p>委託仕様書に活動内容を提示するとともに、必要に応じて情報連携等を行っている。</p>
<p>生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等）を行っているか。</p>	<p>地域ニーズや地域の資源を把握しマップ化するとともに、協議体において地域の課題等を報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源をまとめた「シニア元気ガイドブック」を作成するとともに、把握した地域の課題等を協議体において報告した。 ・地域資源の開発について、地縁組織に協力依頼等の働きかけを行っている。
<p>協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握等）を行っているか。</p>	<p>協議体において、生活支援コーディネーターが把握した地域ニーズや地域資源等を基に地域資源の開発に向けた検討を行う。</p>	<p>今後、地域資源の開発に向けた検討を行う予定である。</p>

取組内容	目標に関する事項	取組状況
生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した資源の開発（既存の活動やサービスの強化を含む。）をするために具体的な取組が行われているか。	生活支援コーディネーターが把握した高齢者ニーズや地域資源等を参考に資源の開発を行うため、生活支援コーディネーターと定期的な協議や協議体を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターがあきる野商工会(商工会から協議体委員を選出している)と連携し、買い物が困難な高齢者等向けに、配達サービスのある商店の情報を取りまとめ情報発信を行う予定である。 今後、協議体において、地域資源の開発に向けた検討を行う予定である。

(8) 要介護状態の維持・改善の状況等

取組内容	目標に関する事項	取組状況
一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか。	基準時間を分析できるように研究する。	基準時間についてシステムでの抽出が可能となったため、令和元年度以降に、変化率等について分析ができるよう研究を行う予定である。
一定期間における、要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようになっているか。	申請区分別の介護度の変化を分析し、特徴を把握する。	介護保険データベースを用いて、平成30年度認定者の認定の変化率から特徴を分析した。

3 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

(1) 介護給付の適正化

取組内容	目標に関する事項	取組状況
介護給付の適正化事業の主要5事業（認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、住宅改修などの点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）のうち、3事業以上を実施しているか。	3事業以上実施する。	「要介護認定の適正化」「住宅改修の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」の4つについて取り組んでいる。 令和元年以降、ケアプラン点検についても、実施する予定である。

取組内容	目標に関する事項	取組状況
ケアプラン点検をどの程度実施しているか。	地域包括支援センター等の主任介護支援専門員とともにケアプラン点検を年1事業所以上実施する。	現在は実施していないが、令和元年度から本格的に実施する予定である。
医療情報との突合・縦覧点検を実施しているか。	職員に東京都国民健康保険団体連合会の研修を受講させ、実施する。	東京都国民健康保険団体連合会の縦覧点検等に加え、市でも独自に同連合会の帳票を活用し、医療情報との突合・縦覧点検の取組を平成30年度から開始した。
福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。	福祉用具の利用の際に、リハビリテーション専門職が関与する場を検討するとともに、関与する仕組みを設ける。	引き続き、関与の仕組みについて検討を行う。
住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。	住宅改修の利用の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職が関与する場を検討するとともに、関与する仕組みを設ける。	引き続き、関与の仕組みについて検討を行う。
給付実績を活用した適正化事業を実施しているか。	給付実績を把握し、必要に応じて介護給付適正化を図る。	現在のところ、給付の適正化につながる取組を行っていない。しかしながら、給付実績等については定期的なモニタリングに努めているほか、実地指導の際の資料として活用している。

(2) 介護人材の確保

取組内容	目標に関する事項	取組状況
必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業などの実施に取り組む。	緩和した第1号事業（訪問型サービスA）の従事者として、専門的な知識及び技術を有するものを養成する研修を実施した。（平成31年3月）また、同事業に従事することだけを目的とせず、広く介護に従事した人材の確保を目指し、同研修を実施した。